

2024年9月25日（水）  
於：名古屋市東生涯学習センター

名古屋民俗研究会例会資料

## 盜人送りに関する一考察

—新潟県岩船郡関川村桂集落の事例を中心に—

中京大学大学院文学研究科歴史文化専攻  
修士課程2年 大学院生 畠 裕貴

### 序章一人形の民俗学と制裁の民俗学—

#### 第一節 盜人送りとは何か

○盜人送り 村に盜難があり盜んだ者が村人の中にあるとわかつてもあからさまには云へないので、男女二体の藁人形を作り、これをかついで村はづれまで送り、竹槍で人形を突いて川の中へぶん投げてはまた突く。この時、人形の目なり腹なりを突くと実の犯人は同じ所を病むと信じられてゐる（野口長義「南会津の民俗 3」『旅と伝説』11巻4号、三元社、1938、97頁）。

- 「人形送り」の形式をとる「人形の民俗」
- 「法的慣行」あるいは「呪術的制裁」ともいえる「制裁の民俗」。

#### 第二節 人形の民俗学

- 多岐にわたる人形研究  
からくり人形・雛人形・友引人形あるいは人形芝居・人形供養・人形御供…。
- 本研究…人形送り・人形道祖神・藁人形の研究の系譜に連なる（と思われる）。  
「人形の民俗学」としての「盜人送り」研究
- 以下、簡単に本研究に関わる主要な「人形の民俗学」の先行研究を概観。

柳田國男「神送りと人形」『定本柳田國男集』第13巻、筑摩書房、[1934]1963

- 「神送り」として「人形送り」を把握。  
「ドロボウオクリ」と「ニンギョウツキ」という事例も挙げている。  
But. それぞれ1事例ずつのみで、「人で無ければ出来ないこと惡事までを、神業と見るのはをかしい様だが、是もやはり盗みなどゝいふ事をさせる邪力が、背後に潜むものゝ如く信じて居たものかも知れぬ」と神送りとの関連で補足的に捉えているに過ぎない。

柳田國男「人形と信仰生活」『柳田國男』城ヶ崎文化資料館、(1937) 1991

- 人形の民俗を「人形芝居」「子供の玩具」「三月の雛祭」「人形を用いる信仰行事」の4種に分類し、それぞれを概観。虫送りなど人形送りは「人形を用いる信仰行事」として把握。

柳田國男「人形祭」『村のすがた』朝日新聞社、1948

→東西の違いについて次のように言及。

少なくとも日本を二つに分けて、西の村々の人形の人形には移動式が多く、東北には巨大な作り付けのものがまだあつて屢々都會の旅人をびつくりさせるのだから、この方が一つ古いといふことまでは考えられる(引用は『定本 柳田國男集』21巻から)〔柳田 [1948] 1970 421〕。

→東北の「巨大な作り付けのもの」については、後に神野善治が「人形道祖神」として研究を深化。

神野善治『人形道祖神—境界神の原像—』白水社、1996

→柳田の「送り出される人形」=「神送りの人形」に対して「村境の人形神」=「人形道祖神」を対置。すなわち道祖神論として「人形の民俗」を展開。

石本敏也「厄祓人形祭祀の「処理」に関する一考察」『日本民俗学』第224号、日本民俗学会、2000

→神野の『人形道祖神』を受け、同書には人形の「処理」への視点が欠落しているとして、そこに焦点をあて考察を行っている。

鈴木正崇「空間の表象としての人形—山形県飽海郡遊佐町の場合」『哲學』第119集、三田哲学会、2008

→遊佐町のヤサラを事例に空間論の立場から人形の民俗を考察。なお、盗人送りと関連性があると考えられる稻番人形の事例も紹介している。

大湯卓二「藁人形のサイノカミ」『境界と自他の認識』(「講座東北の歴史」第三巻)、清文堂、2013

→神野の研究をふまえ、サイノカミ(=道祖神)信仰との関わりのなかで藁人形の民俗を考察。

松崎憲三「送る人形、立てる人形—鹿島信仰とのかかわりからー」『民俗学研究所紀要』第四十八集、成城大学民俗学研究所、2024

→柳田=送る人形を重視、神野=立てる人形を重視。

その双方に留意しつつ、秋田・茨城・千葉県の人形の習俗の特徴を鹿島信仰とのかかわりのなかで明らかにする。

⇒柳田を中心とする「神送りの人形」研究→神野を中心とする「人形道祖神」研究いずれにしても、人形研究をわが国の民間信仰、神観念の研究として展開。

総論・各論ともに虫送り・疫病送りなどの人形送り、そして人形道祖神の調査・研究は進展。But. それに比べると盗人送りの調査・研究は進展せず。

### 第三節 制裁の民俗学

- 本研究…「人形の民俗学」であると同時に「制裁の民俗学」でもある。
- 村法などを取り扱った文献史学の成果も参考する必要あり。
- 以下、簡単に本研究に関わる主要な「制裁の民俗学」の先行研究を概観。

竹内利美「村の制裁（一）一主として法律的のものについて」『社会経済史学』第8卷第6号、社会経済史学会、1938

竹内利美「村の制裁（二・完）一主として法律的のものについて」『社会経済史学』第8卷第7号、社会経済史学会、1938

→制裁を「道徳的なもの」と「法律的なもの」の2種に分ける。

そして、制裁の発動形態を目安に次の9つに分類。

- ①追放、②絶交、③財物没収一過料、④禁足・禁慎、⑤体罰・暴行
  - ⑥見懲し・賤役賦役、⑦諷刺的制裁、⑧陳謝、⑨面罵・蔭口
- このうち、⑦諷刺的制裁の具体例として盜人送りを提示。

奥野彦六郎「ハチブの根底」『人権擁護局報』第5号、法務省人権擁護局、1953

→人権擁護局に集った事例を概観し、「その呼称と実態との関係及び集団的排除の対称、基準並に基盤の点を順次的に開示する」〔奥野 1953 9〕。

そのなかで、「人間界のアシキ行動の神靈關係払い」として盜人送りの事例を紹介。

荒井貢次郎「制裁」『社会と民俗II』（「日本民俗学大系」第4巻）、平凡社、1959

→刑罰を次の6つに分類。

- ①生命刑、②身体刑、③自由刑、④財産刑、⑤身分刑、⑥栄誉刑

小松和彦「村はちぶ」『心意伝承』（「日本民俗研究大系第」第8巻）、國學院大學、1988  
(後に「村はちぶをめぐるフォークロア 排除の民俗の事例として」と改題され、同著『悪霊論 異界からのメッセージ』に再録)

→「村はちぶ」を「村落共同体の成員が本来所有しているべき成員としての権利と義務の一部もしくは全部を奪われて、それゆえに村落からなんらかの形で排除や差別・追放などの処遇・制裁を受けることである」と規定。

犯人排除・秩序回復のシステムという観点から盜人送りも含めて論を展開。

神崎直美「村法の制裁規定」『近世日本の法と刑罰』、巖南堂書店、〔1990〕1998

→1262点の村法を対象に近世における村の制裁を次の15種に分類。

- ①過料、②追放、③村八分、④身体刑、⑤権益剥奪
  - ⑥晒、⑦労役、⑧戸締、⑨賤役、⑩入寺
  - ⑪家毀ち、⑫引き廻し、⑬死刑、⑭人形送り、⑮家格下げ
- なお、この順は制裁として用いられる頻度が高いもの順であるという。  
すなわち…「人形送り」が制裁としては用いられることは少ない。

本文のなかにおいても 2 事例のみの紹介となっている。

なお「人形送り」という名称については注(37)において次のように述べている。

人形を捨てる（送る）場合と竹鎧で突く場合若干の違いはあるが、ここでは「人形送り」を代表として用いる〔神崎 [1990] 1998 385〕。

鯨井千佐登「制裁の儀礼」『季刊 東北学』第3号、柏書房、2005

→近世奥羽における制裁の儀礼を境界の神をめぐる民俗との関連で考察。

小作争議や米騒動などの近代の民衆運動の一環として位置づけ。

疫病送り、盗人送りについても次のように言及。

これらの行事で重要なのは、その呪術的・宗教的機能よりも、日常のなかで曖昧となってゆく人間関係を律した規範意識を回復・再生させる機能の方にあった。村人たちは疫病送りという喧騒に包まれた行事を協力して行うことで、人と人の絆を再確認し、孤立した状態では免れることのできない不安や緊張を取り除いて、心丈夫となったのである。また、盗人送りによって、村の綻の再確認と集団の再結合をはかったのである〔鯨井 2005 119〕。

⇒盗人送りなどの人形送り…初期の研究から言及されることはあった。

But. 断片的言及、補足的な位置付け（殊に竹内・神崎の研究に象徴的に）。

「制裁の民俗」研究としても盗人送りをはじめとする人形に制裁を加える習俗に力点を置いたものは存在しない。

#### 第四節 本研究の目的

①筆者のフィールドワークに基づき、現存唯一の事例と思われる桂集落の盗人送りの現状を報告。

②先行研究では報告されてこなかった新たな史資料上の盗人送りの事例も報告。

③盗人送りの全体像に迫ることを目的とする。

→村人・盗人・人形という三つのファクターに注目。

特にその三つのファクターのなかでも、人形の重要性を指摘。

民俗社会における人形の意義を考えるものもある。

「人形の民俗」と「制裁の民俗」が交差する地点に位置する研究〔註1〕。

盗人送り…民俗社会における共同体ひいては共同体規制の在り方に迫る重要な習俗。また人形の民俗を考える上でも無視することのできない習俗。

### 第一章 盗人送りの研究史

#### 第一節 盗人送りを主題とする研究

三原良吉「盗人おくり 飢饉年の不明犯人處刑」『月刊東北』11月号、河北新報社、1945

→近世の上愛子（宮城県仙台市）の事例を紹介。「奇抜な民主主義的な處刑」と形容。

板橋春夫「呪術的制裁と村落の秩序—盗人送り資料を中心に—」『群馬歴史民俗』第 11 号、群馬歴史民俗研究会、1989

→盗人送りの事例を体系的に取り扱った最初の論文。

盗人送りの事例を 20 例収集し紹介。

氏のこの研究により、これまで断片的にしか知られることのなかつた盗人送りがその実態を露にしました。

長沢利明「盗人送りについて」『武尊通信』第 45 号、群馬歴史民俗研究会、1991

→前掲の板橋論文を受けて書かれた論考。

堀一郎の鎮送呪術の対抗呪術と模倣呪術への分類になぞらえて次のように指摘。

盗人送りは「その双方の要素を認めることができる。しかしそこでは呪符や鉢・太鼓の威嚇による対抗呪術よりも、模擬的実修と呪術的演技による模倣呪術に重点が置かれており、人の五体を形取った藁人形はさまざまな儀礼行事の場において、「○○したことにしてしまう」という模倣的演技を実修する際に欠かすことのできない役割を果たしたのである」〔長沢 1991 3~4〕。

板橋春夫「盗人送り慣行に関する一考察」『信濃』第 44 卷第 1 号、信濃史学会、1992

(後に「盗人送り慣行と村落の秩序」と改題され、同著『葬式と赤飯—民俗文化を読む』に再録)

→盗人送りに関する最重要論文。

新たに 24 事例を加え、前掲論文で紹介した 20 事例と合わせ計 44 事例を紹介。

その結論…盗人送り慣行は近世中期頃からの習俗として、その後は昭和初期まで行われていた事例が存在するものの、そのほとんどが大正期には消滅。

→現存する民俗としては取り扱っていない。

その分布は、東日本を中心として全国的に分布するとしている。

盗人送りは、「村落内部に生じたいわゆるケガレ浄化のための呪術である」〔板橋 〔1992〕 1995 30〕。

渋沢美由紀「盗人送りについて—ムラハチブと信仰伝承—」『昭和女子大学文化史研究』

第 6 号、昭和女子大学文化史研究会、2002

→2002 年に公表された学会発表要旨。

周期的に行われる信仰伝承としての側面にも焦点を当てるべきだと主張。

伊藤治子「ヌスットオクリにみる津軽石川の又兵衛伝説」『新潟の鮭と鉱物資源の民俗』、新潟雪書房、2003

→又兵衛伝説および又兵衛祭りを盗人送りとし、その関連性について論じている。

なお論の主題は今述べたそれであるが、話の枕として氏が見学した桂集落の盗人送りについて述べられている。

## 第二節 先行研究の問題点

### (1) 問題の所在

→先行研究…東日本を中心に全国に分布し、共同体内に発生した〈盗み〉というケガレを浄化する習俗。ほとんどが大正時代に消滅し、一部昭和戦前期まで行っていた。

その一方で、平成三年に新潟県岩船郡関川村桂集落の盗人送りを見学したという報告も残っている。

But. その報告も詳細な情報は記さず、具体的な様相が不明。

And. 限られた史資料の事例のみで考察。その定義が研究者どうして錯綜。

→明確な定義づけとその共有そして充分なフィールドワークが成されず、その事例を専ら史資料上にのみ求められてしまっている状況にある。阪本英一も先述の板橋春夫の論文を紹介するなかで「現在の聞きとり調査では聞き出すことが難しいことが多い」としている〔阪本 1991 82〕。

But. 筆者の調査により現在でも盗人送りが伝承されていることが明らかとなった。本研究では現存する民俗として盗人送りを捉え、盗人送りの詳細な記録の作成を行うとともに歴史学、民俗学の双方向の視座から盗人送りという習俗の再検討を試みる。

### (2) 盗人送りの定義（仮）

- ・盗人送りを成す4つの条件

- ①制裁対象が盗人であること、②送り出す要素が伴っていること、  
③共同祈願であること、④人形を使用していること

## 第二章 盗人送りの民俗誌—新潟県岩船郡関川村桂集落の事例—

### 第一節 調査地概況

新潟県岩船郡関川村：県庁所在地である新潟市から北東約60km、人口4740人（2024年6月末）、1954年に関谷村・女川村が合併して誕生。54の集落があり、それらがそれぞれ下関・上関・四ヶ字・霧出・七ヶ谷・九ヶ谷・湯沢・川北・女川の9つの地区を形成。村を南北に分断するように荒川が流れている。大蛇伝説と1967年の羽越水害をモチーフに「大したもん蛇まつり」を開催。胎内市、村上市、山形県小国町と隣接。

関川村桂集落：旧女川村に属する集落。東に荒川の支流女川が流れ、西に岳薬師が聳える。1889（明治22）年に川北村、1901（明治34）年に女川村、1954（昭和29）年に関川村。現在の人口は男性28人、女性26人の計54人。世帯数は24世帯。鎮守は日吉社。

### 第二節 桂集落の盗人送り

#### ○文献資料

- ・石井中「年中行事」佐久間惇一・石井中・矢部キヨ『関川郷の民俗』関川村教育委員会、1986、190頁

桂では藁人形に竹槍を四方八方から刺して村下に立てた。青年会の行事であり、戦前まで行っていたと言う。

- ・伊藤治子「ヌスットオクリにみる津軽石川の又兵衛伝説」『新潟の鮭と鉱物資源の民俗』、新潟雪書房、2003、79頁

平成三年十二月村上の赤羽正春先生から新潟県岩船郡神林村の女川の支流、桂川の流域にある桂という集落の「ヌスットオクリ」を見学させていただいた。

二メートル以上もある藁人形を村境の木に縛りつけ、胴体には竹の棒が突きされていた。桂では十年まえまで十月になると必ず作ったもので、今年(平成三年)になって昔を思い出して作った。昔は男女一年ごとに交互の藁人形を作ったものだという。

#### ○聞き取り調査

調査日：2024年6月2日（日）13時36分ころから  
主な話者

- ・稻家誠さん（66歳・男性）
- ・石山智廣（としひろ）さん（71歳・男性）
- ・須貝次郎さん（80歳・男性）
- ・竹内満さん（80歳・男性）
- ・石山こうじさん（82（83？）歳・男性）

#### ○桂集落の盗人送り

呼称：盗人送り（ヌスットオクリ）

期間：現在…6月第1日曜日／以前…10月

人形：藁人形（1体（男女交互））

送り場：現在…川辺／以前…ヌストボリ

祈禱：無

制裁：現在…無／以前…竹槍で串刺し

音：鉦太鼓

年代：1967（昭和42）年 中断

1979（昭和54）年 再開の話

1980（昭和55）年 再開

#### その他

- ・同日に虫送りも行う。But.『関川郷の民俗』によれば、かつては5月中に行つた。
- ・集会所（農作業の共同作業所）に集り、みんなでやる。共同体の行事。
- ・昭和20年代後半、もう一つ集会所があった。
- ・よその村では、農休みの日に働くと嫌がらせをした。
- ・去年、今年と集会所に集つて来る人は皆男性だった。



筆者撮影（2024年6月2日）

ふるさと創生事業を機に復活とも。  
同事業は1988(昭和63)～89(平成元)  
年に実施。

- ・性器をつくるのが一番難しい。性器を作れる人＝偉い人。指は簡単。
- ・米俵の頭をつくる技術を応用して女性器をつくる。
- ・藁人形の藁は稻藁。
- ・米どころが入らないように盗人送りを行う。
- ・お正月の注連縄をみんなでつくる。
- ・盗人送りを再開して数年は串刺しにしたが、時代にそぐわないと中止した。
- ・いまの80代の人がその親世代から受け継いだからできる。
- ・80代の人と同じ手の動きをしてもつくれない。今の40代では無理。
- ・会社勤めで稲作をやらなくなつたから。田は持つていてるけど自分でやらない。
- ・手順書もなにもない。もっぱら口頭伝承。記録撮影の必要性。

#### ○小括（年代について）

- ・戦前 盗人送りをやっていた
  - ・不明
  - ・1967（昭和42）年8月 羽越水害・盗人送り中止（このときは10月か）
  - ・1979（昭和54）年 再開の話
  - ・1980（昭和55）年 再開
  - ・1981（昭和56）年 10月にやっていた
    - ・中断していたのか？
    - ・ふるさと創生事業（1988～89）
  - ・1991（平成3）年 伊藤治子氏調査（このとき6月になったか）
  - ・2005（平成17）年 ネット記事あり（6月）
  - ・2018（平成30）年 直近最後の盗人送り
  - ・2019（令和元）年 天候不順により中止
  - ・2020（令和2）～2022（令和4）年 コロナにより中止
  - ・2023（令和5）年 天候不順により中止
  - ・2024（令和6）年 天候不順により中止
  - ・2025（令和7）年 実施予定

### 第三章 盗人送りの事例—史資料による盗人送り—

#### 第一節 盗人送りの事例

##### 事例1（2） 人形祭り 岩手県滝沢村

この町には、厄病祭りと並んで人形祭りというのもある。部落内で窃盗などの事件があった時、ワラ人形を仮想者にしたて、これをのろうことによって制裁の道具にしたものである。このワラ人形は、若い人になされて各戸でくしづしにされ、部落のはずれまでくるころになると見る影もなくなり、子供心にもその悲惨な姿は生あるものゝ如く、あわれなものに思われ、おそろしさにかられたものだ〔福田 1974 226〕。

##### 事例2（6） 盗人まつり 岩手県稗貫郡石鳥谷町関口

それがら「疫病まつり」というのもやったのす。春先、雨が降ると、みんなでわら持つて集まって人形を作つて、かづいてムラ中ねり歩ぐのす。「疫病まづりまづりよ」とうだつて、ドンドンたいごをたたきながら。その人形を隣ムラさ置いて来るのす。そするど隣ムラではいまわしがつて、焼いだもんだ。悪い病気よげだなつす。それどくつつけで、「盜人まつり」ずのもやつたのす。昔は稻をしょわれだり、物無ぐなつたりしたので、ムラ中みんなに祈られれば、その人は反省してやらなぐなるといふので、やつたもんだ。

それがら「はつたぎ（いなご）まつり」。「稻のむす（むし）をまづるよ」とうたい、ドンドンたいこをただいて歩いだのす。稻の虫を追うまづりだなつす。んでも、この「疫病まづり」だの「盜人まづり」「はつたぎまづり」は、終戦後はやらなぐなつたなつす〔農林省農蚕園芸局普及部生活改善課編 1978 101～102〕。

#### 事例 3 (10) 名称不明 岩手県和賀郡東和町館迫朴原

和賀郡東和町館迫朴原に人形建森がある。節句に田掻きや機織りをすると干ばつになるとして忌まれているが、これに反して禁を破つた家は財産家になるとも信じられてきた。この禁を犯した者や盗みがあつたときは、部落民はその者を象つた藁人形をつくつて村中を引き回してから槍や刀などで突き、切るなどしてこの森に祀つたのであるといふ〔小形 1976 37～38〕。

#### 事例 4 (20) ぬす人おくり 宮城県宮城郡広瀬村上愛子

十月一日晚孫七たばこ（煙草）、文七くり（栗）五升ぬすまれ、二日ニハ人きよ（人形）こしらえせのきたて（立）申候…上愛子中ぬす人おくり〔阿刀田 1948 64～71〕

#### 事例 5 (23) おくり 宮城県名取郡秋保村（現：仙台市太白区秋保町）

昔、おくりといふ行事が其時分（旧十月＝筆者註）行はれた。藁人形に棒を通し村中かつぎ廻つて、ワイワイと囁き立てゝ村境ひに持つてゆき、火縄銃で打ち殺す真似をした。人形は稻などを挿し込んで盜人に見立てたものである。〔西角井 1931 56〕。

#### 事例 6 (25) 名称不明 宮城県柴田郡富沢村（現：柴田郡柴田町富沢）

卯十一月十日一村中吟味之上鎮守様ニ於御神酒献上仕候上盜賊人形抔拵上川名村境へ御送り候條依而為後日之如此ニ留置申候事〔柴田町史編さん委員会 1980 115〕。

#### 事例 7 (48) 盜人おくり 山形県東田川郡朝日村上田沢

畑の作物が盗まれたとか、杭から稻が盗まれたとかいう時に盜人おくりをした。各々松明を燃やしながら、部落の上から下の境まで鳴り物を鳴らして歩く。夜異様な行列が長々と続くのは不気味でもあったが、これに参加しないと変に思われる所以で総出で送つた〔朝日村史編さん委員会 1985 637〕。

#### 事例 8 (50) 盜人送り 山形県鶴岡市荒沢

ここでは藁人形はあまりやらぬが、それと似たようなことで『盜人送り』をやる。これは、ムラであまり際限なく盗みが続くと、ムラ中集まって相談する。いよいよやると決まると、夕食後ムラの人達は出られるだけ多数参加し、麻のオガラを持ち、集会所かどこかの家を借りて集まる。お寺から鐘や太鼓を借りて来て、オガラの松明に火をともし鐘・太鼓を叩きながら、口々に「盜人送るわ」、「盜人送るわ」と唱え、ムラの上の端れまでいき、引返してムラの中を一巡してムラ下の橋までいって、松明を川に一斉に流すのである。このように三晩続けて送るのであるが、このように送られると、盜んだ人は三年の間に川に落ちて死ぬと信じられている。

今から三十年程前に、ムラで米が盗まれ巡査が調べたが、中々犯人がわからぬのでムラ中の人達が盜人送りをやった。この時は確かに犯人らしいと蔭口を云われた人が、三年目に川に流れて死んだが、これは送られたからだろうと云われた。これは盜んだ人を送り流す呪法なのであるが、今でもその驗しのあらたかなことを堅く信じているようである〔清野 1956 102~103〕。

#### 事例 9 (56) どろぼう送り 山形県西村山郡朝日町大沼

どろぼう送り わら人形をつくり、たたいたたり、つつついたりして、「盜人、出て行け。」と言う。盜んだ人は、良心の呵責で村にいられなくなって村を出たり、それ以後悪いことができなくなったりした〔朝日町教育委員会 1992 144〕。

#### 事例 10 (57) 名称不明 山形県東置賜郡中郡村

十 月

上旬盜賊除夜の儀、各字の一宿中若衆頭が先達で、宿の中央か或は最寄りの十字路のような所へ集り、各自持寄りの藁を集め人形数体を作り、それをしばりつけ、或は釘をさし、或は杭等をさして街頭にさらし、各社寺より悪魔拂い護符を請い之を祈のり、遂に火をつけて焼き捨てる風習があるが、明治四十二、三年頃よる廃る、今は全く見受けられない。農作物荒しをお互に警めたものか〔長井、工藤 1967 677〕。

#### 事例 11 (58) 盜人送り 山形県西置賜郡飯豊町新沼

病気 藂人形におにぎり背負わせて部落のはずれに置いて来る。または墓場まで送る。盜人送りも同じようにやる〔置賜民俗学会 1972 73〕。

#### 事例 12 (59) 盜人送り 山形県西置賜郡飯豊村中津川

盜難のあったとき、犯人を探すために盜人送りをする。藁人形を作つて村境まで送つてゆき、七晩くらい竹槍で突く、すると盜人は自ら村から出て行ったものである〔国学院大学民俗学研究会 1955 44〕

入札ハ小頭ニ於テ直ニ開札ヲナシ一同ニ報告ヲナシ窃盜懸疑処分トシテ最高札者ニハ名譽毀損ノタメ赤頭布ヲ被ラセ盜人送リヲナシ尚入札結果懸疑者ヲ駐在所ニ届ケルモノトス〔山形県教育委員会 1971 35〕。

#### **事例 13 (74) 名称不明 福島県相馬市浪江町津島**

一 暮六ツより農作物の取入を制し若稻盜人ある時は村役人より申達し村寄合なし藁人形を造り村一同にて村境に送り出し将来を誠しむるを例とせし事〔今野 1940 695〕

#### **事例 14 (75) 名称不明 福島県相馬郡飯館村佐須**

十一月九日

当年柄ニ付在々ニ而畠ノ物田ノ稻盜人多ク有之ニ付、佐須村ノ山ノ神尊ヲ願村境江勸請致置候村も有之、又ハ藁人形ニ而村境へ送り物有之由。今晚杯ハ迎町ニ藁人形之送り物江法印様ヲ頼たましい込候而右人形樋口向へ持参り十五才より六十才迄送り参り竹鎗ニ而出人壱人ツゝ壱ト鎗ツゝ突其後火ヲかけ焼捨候由〔福島県相馬市 1971 638〕。

#### **事例 15 (79) 村送り 福島県相馬郡飯館村二枚橋**

部落に泥棒が流行る時、人形を作つて村境いの川に流す。あるいは、その人形を竹槍で突いて川に流す。これを「村送り」という〔飯館村史編纂委員会 1976 440〕。

#### **事例 16 (82) 名称不明 福島県河沼郡西部**

昔、当地にて窃盜などありし時、犯人勢力ある時、或は常習にて強ひて之を擧げんとせざる時、村の若者共藁人形を作り、これを散々村中をかつぎ廻し、後、村外れに縛りつけしと云ふ（今尚山村にて稀に行ふ）〔岩本 2001 15〕。

#### **事例 17 (89) 泥棒送り 茨城県常陸太田市谷河原町**

谷河原町では、かつて泥棒送りと称して等身大のワラ人形を作り、村境まで持つていった。「今度村に入ったらひどい目にあうぞ。」といって聞かせて人形送りをしたという。これらの行事は全て昼間に行われた〔茨城県教育庁文化課 2010 243〕。

#### **事例 18 (92) ドロボウオクリ 栃木県佐野市**

佐野市の一部では、泥棒に入られるとその家人が藁人形を作り、竹槍で突いて苦しめようとしたドロボウオクリということをした〔栃木県大百科事典刊行会 1980 761〕。

#### **事例 19 (96) ぬすっとおくり 群馬県新田郡藪塚本町西野（現：太田市）**

ぬすっとおくり さつまなど、のあらしされると、でかい男と女の藁人形作つて、それを村中の者が竹槍でつとおして、下の方へ送つて、焼いて來た。大正の始まり頃までやつた〔群馬県教育委員会事務局 1974 160〕。

#### **事例 20 (99) 盜人送り 群馬県邑楽郡大泉町**

八月廿一日廿二日 村にて盗人送り有り〔大泉町誌編纂委員会 1983 609〕

### 事例 21 (102・103) ドロボー送り 埼玉県秩父郡両神村大堤・大谷

大堤、大谷でドロボー送りをした。モロコシがとられたり、イモが掘られるというように農作物が盗まれると、麦わらで人形を作る。わら人形は耕地中全部が集まって作る。農作物をとられた家もとられない家もみんな集まり、耕地中で盗んだ人の精神を戒めた。形は人間のヒトガタで顔もついたものをカカシのようにし、竹の棒に縛りつけて川辺に立てた。とられた人が集まって槍を作つて突いてみたり、弓で射つたり目をついたりした。とった人は突けないが、とられた人は一生懸命に突いたので、盗んだ人は大体解った。ドロボー送りは大正 10 年頃までやっていた。昔、手癖が悪い人が居て目がつぶれたのは、ドロボー送りでつかれて目が悪くなつたなどという話もある〔埼玉県県民部県史編さん室 1980 367〕。

### 事例 22 (107) ヌスピト送り 新潟県

新潟県下ではヌスピト送りということをもとはよくおこなつた。物の盗まれたとき犯人が見つからぬと、人形をつくってムラ人が盗みの現場へもつていって祈禱をおこない、そのあと人形を竹槍などで突きさして捨てる。すると犯人はきっと目をわざらつたり手足がいたんだりするという〔宮本 1964 219〕。

### 事例 23 (108) ヌスットオクリ 新潟県岩船郡関川村桂

桂では藁人形に竹槍を四方八方から刺して村下に立てた。青年会の行事であり、戦前まで行つていたと言う〔石井 1986 190〕。

平成三年十二月村上の赤羽正春先生から新潟県岩船郡神林村の女川の支流、桂川の流域にある桂という集落の「ヌスットオクリ」を見学させていただいた。

二メートル以上もある藁人形を村境の木に縛りつけ、胴体には竹の棒が突きさされていた。桂では十年まえまで十月になると必ず作ったもので、今年（平成三年）になって昔を思い出して作った。昔は男女一年ごとに交互の藁人形を作つたものだという〔伊藤 2003 79〕。

### 事例 24 (109) ぬすっと送り 新潟県岩船郡関川村大島

法師さんが最初のお祓いをし先頭を切つて荒川まで行ってわら人形を流す。ぬすっと送りは部落で物がなくなつたあとき、わら人形を作り鎮守さまで部落の人が交る交る竹やりでつく。そうすると盗んだ本人があらわれるという〔新潟県民俗学会 1963 26〕。

### 事例 25 (110) ヌスットオクリ 新潟県岩船郡関川村上土沢

上土沢では稻刈りから稻上げが終わるまで田圃に番小屋を建てて、二人ずつ二交替で張り番をして稻盗人を監視したと言う。そして張り番をする始めの日にヌスットオクリと言って、藁で子供丈の人形を作つて、それを棒につつて田のある家から人々が出て、村田の上から大島の方へ主な農道を廻り歩き、特別な唱えごとはなかつたが荒川まで行って流した。大正の初め頃までやつていたと言う〔石井 1986 190〕。

### 事例 26 (112) 盜人送り 新潟県新発田市小戸

小戸では以前盜人送りもやったらしい。稻盗人があった時、男女の藁人形を作り、村中総出で人形をかついで村廻りをして、ひとりひとり竹槍で突かせたと伝えている〔新発田市史編纂委員会 1972 409〕。

### 事例 27 (120) 盜人送り 新潟県頸城郡附近

藁人形に刑罰を加えるという事は他国には余り例も無いと思われる。越後国頸城郡附近に行われる盜人送りという祭りこそ実に珍無類の行事である。それは村内で畠の作物が盗まれるのを予防する意味で藁人形を造りこれへ各種の野菜物を縛り附けて、鐘や太鼓で村内を練り歩くのである。かくすれば、丁度その野菜物を縛り附けた部分がたとえば人形の腕に大根を縛り附ければ、犯人の腕、胸に南瓜を縛り附ければ盜人の胸が痛む、而して盜人が判るという伝承的迷信とでも云うのであろう。この行事は明治二十五年頃まで同地に行われていた〔伊藤・藤澤 〔1949〕 2010 170・172〕。

## 第二節 盜人送りの類例

### 類例 1 (8) 祭る 岩手県紫波郡紫波町

藁人形をかつぎ、太鼓をたたいて当人（節句の禁忌違犯者＝筆者註）の田のクロをまわることを紫波町の田園で「祭る」といったのには深い意味があろう〔森口 1980 21〕。

### 類例 2 (9) 盜人祭 岩手県花巻市大迫町亀ヶ森

太陰暦二月二日と八月八日は盜人祭の日で、亀ヶ森村では休日で仕事を休んだ。もともとこの盜人祭の日などなかったが、いまから約百十三年前の嘉永五年（一八五二）ごろ、この盜人祭の日と盜人箱が制定されたのである。…未捕縛の者があれば、盜人祭の日に人々が集まって藁人形を作り、被害の品物を負わせて人形を打ち叩いて懲戒としたのであった〔大迫町史編纂委員会 1983 675〕。

### 類例 3 (11・12) 名称不明 岩手県北上市立花・福岡

北上市立花では旧五月五日、同市福岡では旧五月四日の午後と五日の終日、田植をしてもかまわないが田かきは禁忌で、これをたれかが犯せば日照りになるといい伝えられてきた。ほんとうに日照りになったときは、村の人々は藁人形をかつぎだして禁忌を犯した者の田に立て、それから村境までかついで行って棄てた。藁人形は田かきした者の身代わりであるから、こうされれば彼のからだは自然と弱る、といわれていた〔森口 1980 20～21〕。

### 類例 4 (13・14) マツリゴト 岩手県江刺市梁川長京・久田（現：奥州市江刺梁川長京・伊手久田）

コヌスットの常習犯がいて村人は誰だか解っていても名を出さず、全員が集まった折に神に“腹が痛くなければいい、けがすればいい”と願をかけたり、マツリゴトと

いって藁人形を全員で作り竹ヤリでこれを突き、これに参加しない者が犯人だという証拠にしたりした〔成城大学民俗研究会 1975 95〕。

#### 類例 5 (15) マツラレル 岩手県江刺市伊手（現：奥州市江刺伊手）

五月の節句には、代かきしないならわしになっている。「五月の節句にはマンガンを吊せ」の言があり、部落中で互いに堅く守られている。この日代かきをすると「マツラレル」といい藁人形をつくりその者の名札をつけ、これを所の神に送り、弓矢、槍、五寸釘等で突きさした。若し、この日マンガンを下せば旱魃になるといい、梁川にこの不文律を破った者がいてその年旱魃がつづいた結果大騒ぎとなり村八分にされたという大正末年頃の話が伝えられている〔岩手県教育委員会 1963 15〕。

#### 類例 6 (16) 名称不明 岩手県胆沢郡佐倉河村（現：奥州市水沢佐倉河）

六十余年前、佐倉河村（現水沢市の内）の某が、いくら節句でもおおぜいの雇い人を遊ばせておくのはもったいないと思い、五月節句に田かきをさせた。するとやはり日照りになったので、村の衆は某に似せた人形をつくり、竹槍を立て、某の家にかつぎこみ、藁人形を竹鎗で刺しなどしたうえで北上川に運び、水に投じて流した。それから三年ほどして某は死んだ。これは自分らの利害のための懲罰というよりは、日照りをもたらす邪靈を追放する呪だったと考えるべきだろう〔森口 1980 21〕。

#### 類例 7 (17) 名称不明 岩手県水沢市福原（現：奥州市水沢福原）

昭和時代になっても、戦前水沢市福原の某がこの禁忌を破って日照りとなり、村の衆は藁人形をつくって某の家にかつぎこみ、それから三分け森に運んで焼いた。同じ胆沢郡でも、寿庵堰の恩恵に浴している地域にはこの禁忌がなく、茂井羅三堰の恩恵を受けている地域ではこの禁忌を厳守しているという話も福原の旧友から聞いた。

戦後はこの禁忌も大かたは忘れられたらしいが、わたしどもの遠い祖先は自然律を支配する神靈的な意思を信じ、その意思に農耕の労務を順応させようとしたのであった〔森口 1980 21～22〕。

#### 類例 8 (18) 名称不明 岩手県胆沢郡胆沢村若柳（現：奥州市胆沢若柳）

節句働きといつて、馬鍬を使った人は人形に形どって呪いながら流されるといわれる〔文化庁 1969 108〕。

#### 類例 9 (19) 名称不明 岩手県大船渡市

端午の節句（五月五日）に、農作業などに従事することは「禁忌」とされていた。「怠け者の節句働き」と言い、村中の嘲笑の対象とされるばかりか、あえてこれを行うと、その年は「虫害が多い」「日照りになる」等と言って戒められ、しばしば「絶交」という制裁をうける。節句働きをし、そのために害がおこったと判断されると、部落ではワラ人形を作り当人に似せ、村境までかついで行って捨てたり、焼いたりした。はなはだしいときは、ワラ人形に釘を打ちつけたりすることもあったという〔大船渡市史編集委員会編 1980 221〕。

#### 類例 10 (22) 名称不明 宮城県多賀城市市川

「節供働きの道楽人」といってこの日働くことを戒めている。さらに「節供馬鍬」といって、この日に代搔きすることを固く禁じ、八幡中谷地では「節供馬鍬を下ろすと、七里四方の稻を枯らす」とまで言っている。市川ではこの日ある者が馬鍬を下ろし、藁人形を作つて笛・太鼓で村境まで送られ、そのために病気になった。留ヶ谷では某が知らずにこの日馬鍬を下ろし、山の中に追われたなどという話を伝えている。八幡中谷地ではこうすることを「送り物」と呼んでいる〔多賀城市史編纂委員会編 1986 97〕。

#### 類例 11 (24) 名称不明 宮城県名取郡岩沼町（現：岩沼市）

五月の節句には、代かきをせぬならわしとなつてゐる。即ち「節句マンガンは下ろさぬ」事に部落中で互に堅く守られてゐる。そのゆえんは、この日にマンガンを使用すれば、当人は非常に豊作を得るが、その七里四方の作が悪いという。そこで若しマンガンを下ろしたものがあれば、藁人形をつくりその者の名札をつけ、これを所の神に送つて竹槍で突きます。又かく呪われたものは三年内に死ぬといふ伝える。従つて互にいましめ合い節句マンガンは絶対に下ろさぬとし、これは文化の進んだ今日でも比較的実行されている〔宮城県史編纂委員会編 1956 105〕。

#### 類例 12 (26) 名称不明 宮城県伊具郡筆甫村（現：伊具郡丸森町筆甫）

筆甫村でマンガをおろすと作がちがふといはれて何人も休業すべき五月節句にマンガをおろすやうな人がゐると、その人に象つた人形をこしらへ村境に追放し、その人形を打ったり蹴ったりした〔最上 1936 16〕。

#### 類例 13 (28) 人形突き 秋田県仙北郡高梨村

秋田県仙北郡の長野町や高梨村では、今でも「人形突き」という奇習が残っている〔岡本 1955 19〕。

#### 類例 14 (29) 名称不明 秋田県仙北郡協和村

盜難、火つけなどのあったとき藁人形を作つて村中の者がつくと犯人がわかる〔協和村郷土誌編纂委員会 1968 344〕。

#### 類例 15 (30) 名称不明 秋田県仙北郡

盗賊の藁人形を作り土中に埋めると死ぬ〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

#### 類例 16 (33・34) 名称不明 秋田県鹿角郡・河邊郡

盗賊もあったとき藁人形を作つて村中の者が此れを棒で突く、其の突方で犯人を探知する風習がある〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

#### 類例 17 (35) 仁王様 秋田県南秋田郡

村で盜難があった時仁王様を作り村民皆で槍で刺すと犯人が現れる〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

#### 類例 18 (36) 薫人形突き 秋田県象潟町大飯郷（現：にかほ市象潟町大飯郷）

薰人形突き・象潟町（現にかほ市）大飯郷

大飯郷では戦後まもない頃、部落内で米や物が盗まれて困った。そこで犯人を懲らしめるために部落の人びとが全員出て、等身大の薰人形を作り、神社の鳥居に縛りつけて、これを一人ずつ全部のひとが竹槍でもって思いっきり突き刺したという。この時人形の脳（頭）部分を突けば、苦しんで、ついに犯人は死ぬといわれた。また腕を突けば犯人の腕に傷がつくともされる。それで、犯人は苦しみ、後でその人だと知られるようになるとされたのである。人形は暫くそのまま鳥居に縛り付けて置かれていた〔齊藤 2015 8〕。

#### 類例 19 (43) 人形突き 山形県東田川郡狩川町園町（現：立川町園町）

野荒しがあると塔婆様（三つ角のところ）のところに薰人形を作り、町の総代は大体目ぼしのつけている人に自白をすすめるがどうしてもきかない場合に薰人形を突く。大抵は人形突きのはじまる前に自白をするそうである。自白をすれば規約にあてはめて品物の三倍を返し、取締員には日当を出す。人形を突く場合には人形に精を入れると称して塩を入れたり、神主に祈禱してもらってからやるが、大抵は神主の方から辞退する様であった〔立川町教育委員会 1961 178〕。

#### 類例 20 (44) 人形突き 山形県立川町荒鍋

荒鍋で聞いた話では、秋の稻盗みに人形突きをやった〔立川町教育委員会 1961 178〕。

#### 類例 21 (47) 名称不明 山形県東田川郡櫛引町（現：鶴岡市櫛引）

盜人防止のため、穂刈りの時に薰で人形を作り、人形を叩いた後、川に投げる〔山形県教育委員会 2004 178〕。

#### 類例 22 (49) 天王様 山形県酒田市

稻がぬすまれないように、田んぼの中に置く。もし、ぬすまれると、この天王様を竹でつきさすと、犯人があらわれるという。もともとは、稻の保全を祈願し、その守り神としたものであろう〔市史編纂委員会 1978 162〕。

#### 類例 23 (55) 送り物 山形県西村山郡西川町小山

「送り物」の方法で検證したりした。これは犯人不明の場合、犯人に見立てた薰人形を作り、村端れ等で、村民が毎月竹鋒を以って突くと、真犯人は良心に耐え兼ね、遂には、この処刑場に顔を出さなくなるという。心の機微をねらった探索法であった〔今田 1963 60〕。

#### 類例 24 (66) 名称不明 山形県米沢市水窪

水窪では藁人形を作つて部落はずれに捨て、酒と鯉を買って村役に詫びを入れたといふ〔米沢市史編さん委員会編 1990 251〕。

#### 類例 25 (73) 名称不明 福島県信夫郡飯坂町茂庭

五月節供に田に入ると、三里四方が不作になるといい、入つた者がいるとその人のワラ人形を作りみんなで呪う。のろわれた者は氣味が悪いと思うから酒をもつていつてあやまる〔國學院大學民俗学研究会 1964 92〕。

#### 類例 26 (76) 名称不明 福島県相馬市小高町上浦

稻泥棒あり。大字藁人形をつくり呪いをかける〔大字史かみうら編纂委員会 1986 474〕。

#### 類例 27 (78) 名称不明 福島県伊達郡梁川町（現：伊達市梁川町）

棒に藁人形を釘で打ちつけておくと盜人が病気になるか手足に怪我をする〔梁川町史編纂委員会 1991 736〕。

#### 類例 28 (80) 人形突き 福島県相馬郡福浦村（現：南相馬市小高区）

福島県相馬郡福浦村の田圃には十一月の中頃になると、十六の部落毎に高さが八尺もあるワラの大人形が立てられます。そして、夕方の五時になると、村中に「作業止め」の合図のサイレンが一斉に鳴り渡って、田圃には、人っ子一人見当たらないようになります。

これはどちらも、とり入れ時の犯罪、特に盜難を防ぐ為に考え出されたもので、もし夜中に盜難が起きた場合には、部落の人達は非常呼集でこのワラ人形の前に集まります。

そして、部落の全員が、かわるゞ竹槍でこのワラ人形を突くのです。

ところが、このワラ人形はただの人形ではなく、神主さんの手で「淨め」の式をうけた人形ですから、身に覚えのある者はこの人形を突く時、どうしてもためらい勝ちになります

こうして、この福浦村では面倒な犯人の詮議だてをしないでも、犯人をつきとめることが出来るわけです

この「人形突き」の風習も、東北の人々の収穫への真剣な気持を物語る、悲しい光景の一つということが出来ましょう〔農林省大臣官房弘報課 1953 15〕。

#### 類例 29 (81) 名称不明 福島県河沼郡会津坂下町

稻盗人があるとわら人形を青竹で刺して田んぼにさらせば、盗人は病むかけがをするから、犯人はすぐわかる〔会津坂下町史編さん委員会 1974 626〕。

#### 類例 30 (83) 名称不明 福島県河沼郡西部

柿畠などに入り、柿を盗み去りし者ある時、その足跡に杭を打ち、遺棄物を釘づけにし、藁人形を作つて盗人になぞらへ、之を逆に木に吊し置く者、今尚あり〔岩本 2001 16〕。

#### 類例 31 (84) 名称不明 福島県南会津郡只見町石伏

いもや稻の盗みなどがあつて困ることがある。ときにはわら人形などをつくり、また竹やりをつくつてその人形をさし、犯人を探し出すのに使つたりする。犯人が自分の子供であると知つてのろい人形にはやりをさせなかつたばあさんがいたなどの話がのこつている〔山口 1972 155〕。

#### 類例 32 (101) 名称不明 埼玉県比企郡嵐山町広野

広野では畠の野菜がしばしば盗難にあつた。犯人は内部にある。そこでお日待の時藁人形をその畠にたて、竹槍でこの藁人形を処刑した。以後盗難は跡を絶つた〔嵐山町誌編纂委員会 1968 384～385〕。

#### 類例 33 (104) 名称不明 千葉県佐倉市内田

原因不明の火事があつたとき村中が宮に集つて藁人形をつくり、竹槍で村中の老若男女すべてでこれを 3 回位ついて放火者を発見しようとした、中には顔色のかわるのを見たことがあつた〔千葉県民俗総合調査団 1964 79〕。

#### 類例 34 (106) 名称不明 神奈川県足柄上郡大井町篠窪

村で何か盗難にあつた。そして其の犯人が何うしても出ないそうした時だつたと思う、鎮守様の社前に村中の人人が集つて藁人形をつくり、竹で高く其の人形をさゝげ、村の人が何か云いながら、その藁人形をついたのを覚えている。藁人形をつくことによつて、其の犯人が苦しみ、やがてはつきりわかると云う、信仰からであつたと思う〔山北町地方史研究会 1961 35〕。

#### 類例 35 (111) 名称不明 新潟県新発田市三光

イナヌストを出す呪 稲盗人があると、現場に神様の幣束を下げてもってきて立ておいた。また、藁人形をこしらつて立てたこともあつた〔新発田市史編纂委員会 1972 76〕。

#### 類例 36 (113) 名称不明 新潟県新発田市舟入

昔、舟入村のあたりに稻盗人があつたが、なかなか犯人があがらず、村中評定のうえ、念仏塚の地蔵様にお願いすることとなつた。各戸の主人を地蔵様の前に集めて、一同地蔵様に祈つてから、樹にゆわいつけた藁人形をかわるがわるに竹槍で突かせる。真犯人はそうしたとき、落ちつきを失うし、地蔵様はうしろに向かれるという。こうなると、あたりの者がさわぎたてるから、多くの場合、犯人は自白する。強情な犯人は、あとで、もっと多く槍で突かれたところから発病して、必ず死ぬと信じられていた〔新発田市史編纂委員会 1972 409〕。

#### 類例 37 (114) 名称不明 新潟県新発田市飯島

飯島でも、熊倉定八氏（明治一八年生）が少年の頃、大きな藁人形を村人全員が竹槍で突いているのを見たと語っている〔新発田市史編纂委員会 1972 410〕。

#### 類例 38 (115) 名称不明 新潟県新発田市中中山

中中山では、人形を角石原まで送ったと聞いたが、詳細はすでにわからなくなっている〔新発田市史編纂委員会 1972 410〕。

#### 類例 39 (116) 名称不明 新潟県北蒲原郡中条町（現：胎内市中条）

十一月五日午后四時三十分花野岩藏干稻盜難ニ罹リタル旨届出候ニ付直接現場見分ノ上小走ヲ以テ直ニ大字惣参会ヲ青年会堂ニ会合シ協議ノ上八幡宮ニ於テ神宮ニ依嘱盜難払ノ御祈禱ヲ為シ且投票ヲ以て盜人ヲ定ムルコト及ヒ藁人形ヲ拵ヘ形罰ヲ刑スルコト並ニ酒一斗ヲ購求スルコトヲ規定ス〔中条町史編さん委員会 1986 666〕。

#### 類例 40 (118) 名称不明 新潟県中蒲原郡村松町（現：五泉市村松）

山荒しを防ぐため、五寸くらいの簡単な人形を作り、竹にさして立てておく。盜人を防ぐまじないという〔村松町史編纂委員会 1979 606〕。

#### 類例 41 (119) 名称不明 新潟県中魚沼郡外丸村（現：津南町外丸）

天保七年の外丸村では畑作の被害が続出し、村中が相談してワラ人形を作った。神主から矢放社境内で祈禱してもらい、一軒から一人ずつ境内に入って祈る。ワラ人形は村中を回した後、下宮から千曲川へ投げこみ流したという〔津南町史編さん委員会 1985 581〕。

#### 類例 42 (121) 名称不明 長野県千曲市千本柳

藁人形拵、当十月十日村内において、竹籠にて為突、又ハ釘付為致、野あらし被致、野あらし被致候ものの思念、野あらし致候者江相届候様可致事〔更級埴科地方誌刊行会 1980 845〕

### 第四章 盗人送りの考察

#### 第一節 盗人送りの要素

##### (1) 呼称—いくつかのバリエーション—

●板橋春夫…大きく「盗人祭り」「盗難送り」「人形突き」の三つに分類。

学術用語として「盗人送り」を設定。

But. そのなかには「盗人」ではなく「放火人」を制裁対象とする事例や明らかに「盗人送り」とは異なる習俗である「オタスケ」や送り出す要素の伴わない「人形突き」も。また「人形突き」は齋藤壽胤氏が「盗人送り」とは別個の習俗として把握。

⇒定義の曖昧性。研究者間での共通の理解ができていない。

●本研究…人形祭り（事例 1 (2)）・盗人まつり（事例 2 (6)）・ぬす人おくり（事例 4 (20)）・おくり（事例 5 (23)）・盗人おくり（事例 7 (48)）・盗人送り（事例 8 (50)・11 (58)・12 (59)・事例 20 (99)・26 (112)・事例 27 (120)）・どろぼう送り（事例 9 (56)）・村送り（事例 15 (79)）・泥棒送り（事例 17 (89)）・ドロボウオクリ（事例 18 (92)）・ぬすっとおくり（事例 19 (96)）・ドロボ一送り（事例 21 (102・103)）・ヌスピト送り（事例 22 (107)）・ぬすっと送り（事例 24 (109)）・ヌスットオクリ（事例 23 (108)・25 (110)）→「送り系」「祭り系」の二つに大きく分類。

But. 「祭り系」のものでも送り出す要素が伴っているものもあり。

「祭り系」は岩手県に多く分布。なお、岩手県は「虫送り」も「虫祭り」など「祭り系」の呼称で伝わっていることが多い。

- ・「送り系」…「盗人」「泥棒」「その他」
- ・「祭り系」…「人形」「盗人」
- ・「人形突き」…送り出す要素がない。「盗人送り」とは独立した習俗。

### ● 「オタスケ」は盗人送りか？

板橋は「オタスケ」という民俗も盗人送りの事例として挙げる。

But. この「オタスケ」という行事は盗人を送り出す行事でもなければ、放火人などの罪人を送り出す行事でもない。これを「盗人送り」と呼んでよいのか疑問。以下に板橋が挙げる「オタスケ」の事例をここでも紹介。

利根郡糸之瀬村には「オタスケ」とよぶ行事があり、旧の四月八日になると、村の辻という辻に藁人形でつくった人形を立てて、村民が竹槍をもって、「オタスケ、オタスケ」と連呼しながら、エイッと突き刺すという行事があったそうである〔荻原 1957 379〕。

出典は萩原進『郷土芸能と行事（群馬県）』。この文章だけをみると、藁人形を竹槍で突くといった要素から盗人送りと同様の習俗のように思えるが、実は板橋が引用するこの文章には板橋が引用しなかった続きがある。

これ（オタスケ＝筆者註）も赤城と二荒の両山の神が争った時に赤城神社の氏子であったこの村の人々が助太刀をした名ごりだという〔荻原 1957 379〕。

→オタスケという行事は赤城山と二荒山の神々の神戦譚に纏わる習俗。

岩澤正作：「赤城様の御援けと稱し、竹槍持出し、前以て村境等に立たせ置きたる藁人形を突貫し、之を突倒す神事」〔岩澤 1928 28〕。

佐藤錠太郎：「赤城山の北麓、絲の瀬村邊には、古くより「オタスケ／＼」といふ行事が行はれた、この行事は、毎年舊暦四月になると、藁人形を作つて村の辻々に立て、そして四月八日の日に、村中の人々が竹槍を持って出て「オタスケと叫びながらその藁人形を突くのであります、申すまでもなくこの藁人形は二荒軍を象徴したもので、「オタスケ」

は即赤城軍を援くるといふを意味したものであります、この行事は明治の初頃までは毎年行はれましたが、今は禁ぜられて廢れました」  
〔佐藤 1933 18〕。

⇒結論：本稿においては「オタスケ」は「盗人送り」ではないとする。

## (2) 期間—臨時行事と年中行事—

- 事例のほとんどが〈盗み〉が発生したときに行われる臨時行事。

But. 現存しているのは年中行事としての盗人送りのみ（桂集落）。

- 臨時行事…盗人が発生した場合に行う「盗人送り」←元来の形

→秋が多い。稻刈り・稻上げの時期。稻盗人に対する制裁。

- 年中行事…盗人が発生していなくても時を定めて行う「盗人送り」←後発

→盗人という悪の積極的導入。悪を作りだすことにより自らの正当性（レジティマシー）すなわち善を強調し揺るぎない共同体の秩序を形成。

それはいわば、人間界を浄化し活性化するためのある種の文化装置ともいいうべきものである。文化装置であるからには、ある意図をもった枠組があるはずである。それは悪しきものを送る場合、その前提として悪しきものを積極的に作り出し、あるいは実盛の田の虫送りのように劇的構成という型をとりながら、日常性の中に導入し、我々の世界を穢れたものにし、その果てに悪しきものを追いやらうのである。この論理はまさに悪の弁証法である〔野沢 1982 47〕。

→悪…排除の対象であると同時に人々がその社会秩序を形成するために必要。

## (3) 人形—盗人の象徴—

- 多くが等身大あるいはそれより少し大きい程度。人に制裁を加えるという意識か。

- 性別…男女を明確にしている事例もある。

・板橋春夫…事例 (85)

○盗人送り 村に盜難があり盗んだ者が村人の中にあるとわかつてもあからさまには云へないので、男女二体の藁人形を作り、これをかついで村はづれまで送り、竹槍で人形を突いて川の中へぶん投げてはまた突く。この時、人形の目なり腹なりを突くと実の犯人は同じ所を病むと信じられてゐる〔野口 1938 97〕。

・本研究…事例 19 (96)・23 (108)・26 (112)

But. 多くはない。

→男か女かということより「犯人」に制裁を加えるということに力点を置く。

→男／女という対立意識ではなく、村人／盗人という対立意識。

- 仁王様（秋田県南秋田郡・類例 17 (35)）・天王様（山形県酒田市・類例 22 (49)）

→人形道祖神との関連。送る人形→立てる人形。But. 制裁の意識は残っている。

「盗人送り」などの制裁の習俗から人形道祖神と化した可能性。

- 人形を作らない事例も（事例 7 (48)・8 (50)）→簡略化された形か。

#### (4) 送り場—その境界性—

- 板橋春夫…神社の杉の木 ((1))、村外れ ((4))、十字路 ((5))、山 ((21))、林の辻 ((27))、川 ((38)・(39)・(40)・(41)・(42)・(64)・(65)・(67)・(68)・(85)・(86))、畦 ((45))、氏神境内の立木 ((45))、神社境内 ((54))、発火現場→火葬場 ((60))、盗人の出現する所 ((61))、田圃の中 ((63))、土中（人形塚）((71))、観音前→林 ((72))、辻 ((77))、三叉路 ((87))、部落の境（木に縛り付ける）((88))、村境 ((90)・(91)・(95))、盗みの現場 ((94)・(117))、村しも ((117))。
- 本研究…部落のはずれ（事例 1 (2)・11 (58)・）、隣ムラ（事例 2 (6)）、森（人形建森）（事例 3 (10)）、村境（事例 5 (23)・6 (25)・7 (48)・12 (59)・13 (74)・14 (75)・17 (89)）、川（事例 8 (50)・15 (79)・24 (109)・25 (110)）、十字路 (10 (57))、墓場（事例 11 (58)）、村外れ（事例 16 (82)）・村下（事例 19 (96)・事例 23 (108)）、川辺（事例 21 (102・103)・23 (108)）・盗みの現場（事例 22 (107)）、田圃付近の堀（ヌストボリ）（事例 23 (108)）
  - ・〈内的〉異界…盗みの現場・田圃の中・畦・堀・十字路・三叉路・墓場など
  - ・〈外的〉異界…部落のはずれ・森・山・隣ムラ・村境・川・村下・川辺など
- 田畠というのは盗みの現場であり、いわば、徵付きの場所なのである。したがって、田畠という盗みの現場は内なる外部=〈内的〉異界であり、そのような場所では村境と同様に境界性が示されているといえよう。

#### (5) 祈禱—宗教者との関連—

- 板橋春夫…事例 (1)・(4)・(27)・(53)・(71)・(86)・(91)・(94)・(97)・(105)・(117)
- 本研究…事例 14 (75)・22 (107)・24 (109)  
類例 13 (28)・19 (43)・28 (80)・39 (116)・41 (119)  
→「里修驗」の関与…宗教者が広めた可能性。  
盜人送り以外では…『関川郷の民俗』によれば上土沢の虫送りでは法印様が先頭を立って行ったとある（同書 165 頁）。

#### (6) 制裁—対象・方法・効果—

- 対象…盜人は盜人でも「稻」盜人。
  - 稻作儀礼、農耕儀礼（に関連する習俗）ともいえる。
  - 伊藤治子=又兵衛祭をヌストトオクリとみなす[註 2]。
- But. 「盜人送り」に鮭泥棒を対象とした事例はない。  
又兵衛祭では Y 字人形が用いられるが、「盜人送り」でそのような Y 字人形が用いられるることもない。そもそも、又兵衛祭の Y 字人形が又兵衛=鮭泥棒を模したものであるかも疑問。神野善治説=「鮭の形」説など[註 3]

- 方法…竹槍で突くのが主流。そして村境などに送り出す。

→農民の武器としての竹槍。「竹槍席旗」論へ。

近世の一揆では人を殺傷する武器である竹槍はあまりもちいられず、竹槍も携行されたとしても、鎌・鍬・棒・斧や打ちこわしのための道具などの方がはるかに重要であった。ところが、明治初年の一揆は、竹槍を中心とした武器によって武装し、鎮圧隊とはげしくたたかい、残忍な殺人もおこなわれたのであるが、それは、近世よりも闘争が激化したからというだけではなく、闘争の激化がじつは政治権力そのものとそれを構成する役人などのすべてを絶対的な敵対者として指定することを意味したからであった〔安丸 [1974]1999 438〕

→百姓一揆の下地としての盜人送り。フォークロアから民衆運動へ。

- 効果…死ぬ・自白する・病気になる・災難にあうなど

→「盜人送り」の2つの効果

- ①身体的効果…犯人の体の不具合（死に至るなど）
- ②精神的効果…犯人の良心の呵責（自白するなど）

## (7) 音・声—その呪力について—

- 板橋春夫…事例（27）・事例（63）・事例（64）・事例（91）

### 事例（64） 山形県西置賜郡小国村（現：西置賜郡小国町）

部落内の畠の作物等が頻々として盜難に會ふ時などは部落民相集つてヌスツト送りを行つた。等身大の藁人形を作つて繩で引摺り乍ら「こやつがオライの西瓜を盗んだ」「よくもオライの畠を荒したな」等と口々に罵りつゝ竹槍で突刺し、部落内を廻り最後には川へ流した〔守隨 1938 169〕（傍点＝筆者註）。

### 事例（91） 栃木県足利市

足利地方には盜賊送りと云う奇習ありしと傳聞せしも、其方法不明なりしが、此頃毛野村大沼田の神職にて維新前法印たりし、飯塚播種氏より不圖之れを聞く事を得たり。其大要に曰く、先づ盜賊の人形の藁人形を作り、村民總出にて鉦太鼓をはやしつゝ村境に送り出し、其處に祭壇を設けて藁人形を置き、祈禱の後矢にて射止むるなり（祈禱に就ては秘して語らざる恐らく墓目の法を行ふならん）。而して其當日村民は一戸必ず一人其列に加はる。蓋し加はらざれば盜賊の嫌疑を受け易き故也。同氏が最終に此法を執行せしは明治二十年頃の事なりと云う〔丸山 1914 627〕（傍点＝筆者註）。

- 本研究…事例2(6)・5(23) 7(48)・8(50)・9(56)・17(89)・23(108)・27(120)

類例1(8)・4(13・14)・10(22)・34(106)

- 鉦太鼓の音と罵声。その意味は。

→ 笹本正治「神隠しと鉦や太鼓」(『中世の音・近世の音—鐘の音の結ぶ世界—』)

こうした行事（鎮送呪術＝筆者註）はこの世に住む人間たちに不幸をもたらす悪霊や悪神、こうしたものの化身ともいえる害虫などを自分たちの村から追い出し、彼らの本来の住所であるあの世に送り返すために行われた。このためには、この世とあの世とを何らかの手段で繋ぎ、悪霊等を本来彼らの住むべき世界であるあの世に戻さねばならない。そこで、この世とあの世とを結び付ける効力を持つ鉦（鐘）や太鼓が鳴らされたのである〔**笹本** [1990] 2008 206～207〕。

→この世とあの世を結ぶ音。それが鉦・太鼓の音であるという。神送りなどの行事において打ち鳴らされる鉦・太鼓はいわば非日常的な音である。盗人送りにおいては、「正常」な人々が生活をする「この世」の秩序を乱す盗人という「異常」な存在を「あの世」に送り出すために、非日常的な音としての鉦・太鼓が打ち鳴らされたのではないか。また虫送りなどにはみられない盗人送り特有の要素として罵声もあげられる。鉦太鼓が鳴り響き、罵声という名の怒号が飛び交う世界。それは喧騒に包まれた世界であり、「喧騒とは、全面的に、「音」の世界、それも大騒音と怒号のさかまく状態である」〔**今村** [1989] 1992 193〕。いわば、これらのある種の「ノイズは、日常的な秩序ある生活のなかでは後景にしりぞいているが、ひとたび日常生活に攪乱が生ずるや、身体活動もろともに全面化する」〔**今村** [1989] 1992 194～196〕。そして、これらの鎮送呪術は「境界を介して村の秩序たる「文化」に対抗する「自然」的要素（サネモリ、泥棒、御靈、害虫、怨霊、風の神、等々）を視覚化することによって、混沌の要素を秩序に対置し、騒音を以て、宇宙的な亀裂を生じさせることによって「時間および空間を蘇らせ」ようとしていると言えるだろう〔**山口** [1975] 2000 78〕（傍点＝筆者註）。

## 第二節 盗人送りの分布

●板橋春夫…岩手県 5 例、宮城県 1 例、秋田県 3 (4) 例、山形県 14 (17) 例、福島県 7 (10) 例、茨城県 2 例、栃木県 1 例、群馬県 6 (5) 例、埼玉県 1 例、東京都 1 例、新潟県 1 例、愛媛県 1 (0) 例、宮崎県 1 (0) 例、愛媛県・宮崎県の事例を紹介。

●本研究…岩手県 3 (14) 例、宮城県 3 (6) 例、秋田県 (7) 例、山形県 6 (12) 例、福島県 4 (11) 例、茨城県 1 例、栃木県 1 例、群馬県 2 例、埼玉県 1 (3) 例、千葉県 (1) 例、神奈川県 (1) 例、新潟県 6 (13) 例、長野県 (1) 例。

●計…岩手県 8 (19) 例、宮城県 4 (7) 例、秋田県 3 (11) 例、山形県 20 (29) 例、福島県 11 (21) 例、茨城県 3 例、栃木県 2 例、群馬県 8 (7) 例、埼玉県 2 (4) 例、千葉県 (1) 例、東京都 1 例、神奈川県 (1) 例、新潟県 7 (14) 例、長野県 (1) 例、宮崎県 1 (0) 例、愛媛県 1 (0) 例。

→山形県・福島県・岩手県、新潟県に多く分布。

板橋…愛媛県・宮崎県の事例を紹介。「全国に分布する」と。

But. 本当に「盜人送り」か？筆者…西日本の事例は見当たらず。

### 愛媛県小田町村（現：内子町）

刑事的な事件で犯人が出ない場合に、犯人と仮定した藁人形を作つてこれに空砲を発射し、もし犯人が自首しないと日ならず死ぬと云う呪術的な仕方で自首を期待することが明治時代にあつた〔奥野 1953 39〕。

### 宮崎県南郷村（現：美郷町）

消防小屋に放火した者に対し呪い的意味で藁人形を作り、それに弓で矢を射かけた。こうしたことは明治三十年頃まであつた〔奥野 1953 39〕。

→両事例とも制裁対象を「盜人」とはしていない。時期も不明（秋ではない）。

送り出す、竹槍で突く、鉦太鼓を鳴らすなどの要素も欠けている。

西日本からこの2事例しか報告されていない。

東日本にみられる「盜人送り」などの習俗ではなく、いわゆる「丑の刻参り」や「呪いの藁人形」と言われている風俗に連なるものか。

結論：東北を中心とした東日本固有の習俗。

東限＝新潟県（長野県）。西限＝岩手県。

盜人送りの定義の条件として「東日本の事例であること」を追加。

### ●偏在の原因是？

坪井洋文「ムラに負の価値をもたらす者を、人形送りや虫送りの形をとりながら、人間のかわりに人形という身がわりを立てて追放するのであるから、かつて身がわりは死と同じ意味を持っていたことになる。このような形での私刑が関東から東北に集中して報告され、西日本からの資料が見当たらないのは注意する必要があろう」〔坪井 1984 24～25〕。

But. 現段階では、その偏在の原因に決定的な結論を下すことは困難。

いくつか示唆的なことを述べるに留めておく。

地縁・血縁という共同体の在り方。

齊藤壽胤の指摘

「西日本ではほとんどみられない人形突きは、それが地縁共同体に起因する村落形成によるものであった、とみれば如何なものだろうか」〔齊藤 2015 5〕。

東日本…血縁共同体であるが故に、共同体から犯人をだすことは一族から犯人をだすことになり兼ねないため、「盜人送り」や「人形突き」という犯人を特定せずにおこなう制裁を社会的慣行として執り行った。

原因はそれだけか？

近世後期からの習俗…稻作・飢饉との関連

・西日本の飢饉（享保）…害虫の発生

- ・東日本の飢饉（宝暦・天明・天保）…冷害の発生  
→西から虫送り・疫病送りが伝播しそれらをふまえて盗人送りを行った。  
経済的要因・身分制の相違など。
- 西日本の経済的発展・顕著な身分制。  
Ex. 近世大坂における「風の神送り」において「非人」が排除の対象に。

【史料】『南梁年録』（『茨城県史料 幕末編 2』）

### 安政六末八月京都より文書中

一 此表當時昨年中流行の急病大流行昨年よりも甚敷歩行致しながら倒れ相果候もの不少実ニ聞もおそろしく様ニ御坐候仍市中ニ而ハ毎夜病神送りと申而先江藁人形をおもしろく拵持入ハ非人也一夜三百文宛ニ雇候由跡より町内之老若男女打交りかね大鼓或ハ三昧せん柏子木ニ而町每位ニ鴨川の河原迄送り出し橋の上より右之乞食を突落シ相引申候由毎夜／＼賑々敷事ニ御坐候併見物ニ出候も氣味あしくまつ／＼引籠安心仕候手当ニハ酒が第一宜きよしニ付屠蘇酒ニいたし朝飯前より猪口ニ貳ツ三ツ位宛相用申候此節丁と盆と正月か一時ニ参り候杯と申候而大笑仕候御地ハ今年ハ右様之流行病無之候哉因州杯ハわけ而烈／＼家中計も一千人餘も相果候杯風聞ニ御座候大坂も夥敷急死仕候由醫師此度之流行病ハ格別爲ニも不相成と申事薬を呑間も無之唯いそがしく歩行いたし候計と申候〔茨城県立歴史館編 1989 249〕

Ex. 近世尾張における「がいきの神送り」にて「物貰い」が関与

【史料】『名陽見聞図会』

### がいきの神送り物貰ひ

物貰ひハ、いづれも其時の流行はなす事多し。当年ハ時疫一統に流行セし故、此趣向をなし出しに、たとへ物もらいにもセよ、がいきの神を送り出すハよき事なりとて、他の乞食よりハ米錢を多く貰ふ所あまたありて、夥しきもふけをなせしとぞ〔歌月庵喜笑 1987 594〕。

## 第三節 盗人送りの構造

### (1) 人形の両義性—二項対立的構造主義批判—

- ・善と惡の二元的対抗構造  
→実在的制裁あるいは百姓一揆などでは  
この二元的対抗構造で<物語>が展開。

日常的生活者であるほかない民衆が、あるかぎられた期間にしても、この世界の全体性を明白な善惡の二元的対抗へと構造化してとらえ、みずからがその一極をになって、『惡』を除去しなければならないし除去できるのだと確信すること、

そのてんで権威と威力にみちた集団を構成するということは、もっとも驚くべき歴史の真実である〔安丸 [1974]1999 302～303〕。

村人	人形	盗人
共同体の人間		非共同体の人間
中心	両	周縁
正常	義	異常
秩序	的	混沌
善	存	悪
被害	在	加害
	<文化>	<自然>

村人と盗人の二元的対抗構造  
But. 盗人送りなどではそこに人形が加わる。  
→人形の属性は如何なるものか。  
盗人に代わる排除の対象であると同時に、  
村人によって積極的に導入される存在でもある。

第 I 図

そして、スケープゴートあるいは第三項として排除されることによって共同体の秩序の恢復をもたらす〔註 4〕。しかし、それと同時に仁王様や天王様のような神にもなり得る存在。第 I 図参照。

## (2) 〈異人〉としての人形

- ・赤坂憲雄『異人論序説』において〈異人〉を分類〔赤坂 [1985]1992 18～19〕。

- ①一時的に交渉をもつ漂泊民
- ②定住民でありつつ一時的に他集団を訪れる来訪者
- ③永続的な定着を志向する移住者
- ④秩序の周縁部に位置づけられたマージナル・マン
- ⑤外なる世界からの帰郷者
- ⑥境外の民としてのバルバロス

このうち「④秩序の周縁部に位置づけられたマージナル・マン」に犯罪者や怠け者、異教信仰者等が含められる。そして、赤坂は『異人論序説』の姉妹編にあたる『排除の現象学』のなかで次のように言う。「犯罪者は疑いもなく異人である」と〔赤坂 [1986] 2023 262〕。

- ・小松和彦は次のように〈異人〉を類型化〔小松 1995 177～178〕。

- ①ある共同体に一時的に滞在するが、所用をすませばすぐにその共同体を立ち去っていく「異人」
- ②共同体の外部から共同体にやってきて、そこに定着するようになった「異人」
- ③共同体がその内部から特定の成員を差別・排除する形で生まれてくる「異人」
- ④空間的にはるか彼方に存在しているために間接的にしか知らない、したがって想像のなかで関係を結んでいるにすぎない「異人」

このうち③に関して小松は次のように述べている。

このグループの異人には、異人としての特徴づけを受けつつも共同体に留まっている者と、共同体を追放される異人の、二通りの種類がある。たとえば、共同体に留まっている前科者や障害者などに対する差別意識が生み出す「異人」は前者であり、処刑されたり追放されたりあるいは捨てられたりする犯罪者などが後者に属するといえよう〔小松 1995 178〕。

赤坂と小松の分類を精緻に検討する余裕はないが、このうち赤坂の分類「④秩序の周縁部に位置づけられたマージナル・マン」と、小松の分類「③共同体がその内部から特定の成員を差別・排除する形で生まれてくる異人」は重なり合うものであると考えられる。そして、それらが本稿のテーマである盜人送りと深く関わってくることは言うまでもないだろう〔註5〕。

盜人送りは村落秩序の恢復あるいはその維持のために行われる。〈異人〉たる盜人の代替者である人形をもって盜人送りという習俗を執り行い、その両義的性格ゆえに《内部》と《外部》を行き交う《交通》の司祭者たる人形が祝祭空間を醸成する。そしてその果てに共同体は盜人という内なる〈他者〉を模した人形を儀礼的に排除する。人形を排除することによって、眞の犯人も身体が不具になり、死に至るという。ルネ・ジラールが述べるように「文化秩序の起源には常に人間の死があり、その決定的な死は、その共同体の一人の成員の死である」のだ〔ジラール 1982 413〕。そして、再び赤坂憲雄はいう。

あらゆる秩序の起源には、秘められたひとつの死の風景が横たわっている。原初における供犠、またが秩序創出のメカニズム。共同体は〈異人〉という内なる他者を殺害することにおいて、共同体であることへと自身をさしむける。言葉をかえれば、わたしたちは〈異人〉の殺害という現実の、または象徴劇のなかに内面化された共同行為を媒介として、みずからをかれらとは異なるわれらへと自己同一化するのである〔赤坂 〔1986〕2023 228〕。

共同体はその秩序を維持するために〈異人〉を排除する。そのために盜人送りなどのように排除すべき〈異人〉としての人形を作りだす。そして、その「異形性において非日常的諸力を日常世界に導入して、日常世界を再活性化するとともに、その同じ異形性において、日常生活に集積された「諸人の煩い」を吸収し、活性に転化する」のである〔山口 〔1970〕2023 168〕。そして、〈異人〉としての人形は、「短期滞在の後に日常世界の外に送り出される」のだ〔山口 〔1970〕2023 168〕。

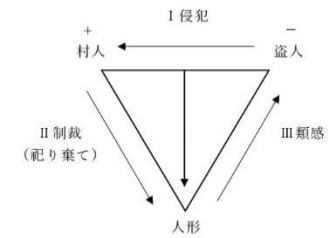
### (3) 盗人送りの三角形—排除の2変種—

《想像界》の混沌から《象徴界》の秩序への移行には、相互関係を媒介する超越的な中心の析出が不可欠である。その決定的な第一歩は、過剰な力のすべてを一身に背負わされたスケープゴートが直接的相互関係のネットワークの外へ放逐

されることによって踏み出される。スケープゴートは全員一致で犯され殺されることで言わば相互関係の平面の下方に投げ出されるのだが、しかし、そのようにして絶対的に距離をおかれ、平面内の全員に対してメタ・レベルから一般的な第三者の資格で臨みうるようになったこの死者は、一転して、平面を上方から見おろす《絶対他者》の座につくのである」〔浅田 [1983]2023 233〕。

### ●村人・盗人・人形

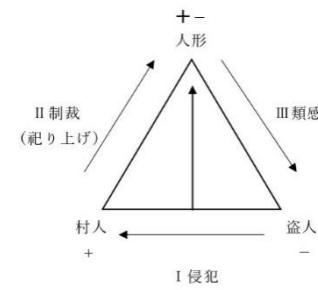
- ①人形が罪人として祀り棄てられる（下方排除）パターン  
→人形の「-」の面が強調。第II図参照。
- ②人形が神として祀り上げられる（上方排除）パターン  
→人形の「+」の面が強調。第III図参照。



第II図

### ●ハレ・ケ・ケガレ

- ・罪はケガレか  
…文献史学の立場からは実証されていない[註6]
- ・記紀神話における罪=ケガレ（穢れ）。
- ・桜井徳太郎…ケガレ=ケ枯れ説。循環説[註7]。
- ・波平恵美子…分析概念[註8]。
- ・近藤直也…ハライ・ハレ・ケ・ケガレ[註9]。
- ・盗人送りにおいては…第IV図参照。

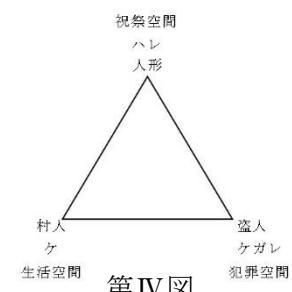


第III図

## 第四節 盗人送りの類型

- 類型化にあたり「盗人と人形」にメルクマールを設定
- 盗人の有無と人形の有無による4類型

	人形・有	人形・無
盗人・有（臨時行事）	第1類型	第3類型
盗人・無（年中行事）	第2類型	第4類型



第IV図

- 第1類型が元来の形。そこから第2類型・第3類型へと変容。第4類型には至らず。
- 第1類型・第3類型が実在的制裁としての盗人送り=臨時行事
- 第2類型が想像的制裁としての盗人送り=年中行事（桂集落の盗人送りなど）
- 第4類型…該当事例なし。

### ●第1類型・第3類型の伝承が途絶えたのはなぜ？

- ◎桂集落では竹槍で突くのをやめた…時代にそぐわないから
  - ・近代的法制度の確立…慣習法の禁止
    - Ex. 山形県（南高擣村）での入札の禁止（明治4年）
- 【史料】『南高擣村名主佐藤兵三右衛門御用書留帳』（『天童市史編集資料 第10号』）

一八 県布達（盗人入札禁止）

村内於て盜賊野荒等有之候節ハ速<sup>シ</sup>其次第訴出、尚其所業いたし候手掛り有之候ハハ是亦申出之上嚴重御詮議を請可申処、旧来之惡習<sup>シ</sup>ミ右等之節村内相集り銘々之見込を以盜人を入札いたし候村方も有之、其末不容易御厄害を引起し甚以無謂レ事付、向後右様之処置有之間敷は勿論、万一違犯之儀於有之は当人は不申及村役人とも之可為越度候条此段屹度相心得、末々迄も可致告諭者也〔天童市史編さん委員会編 1979 62〕。

辛羊 5月日

山形県

・近代啓蒙主義の浸透…民俗的世界の抑圧

Ex. 山形県（南高擣村）での疫神送りの禁止（明治 6 年）

【史料】同上

一三 県布達（疫病除け禁止に付）

世疫病除ケ或ハ疫神送リト称シ、大ナル藁人形ヲ造リ月日ヲ期シ一村之ヲ祭リテ甲ヨリ乙エ送ルモノアリ。或ハ時臨テ毎町村之ヲ祭リ其近傍立ルモノアリ。其之ヲ祭ル當テハ必ス鼓ヲ鳴シ鉦ヲ打チ、酒食耽リ放免流レ、因習ノ久キ恬トシテ恥チサルモノアリ。是等ハ混沌無智ノ風俗シテ、今日文明ノ運當リ獨恥ヘキノミナラス、畢竟鬼誦ヒ祀淫スルノ惡弊シテ、實無謂次第付、向後右等ノ所業一切令禁止候条、心得違ノモノ無之様末々マテ無渉可触知モノ也〔天童市史編さん委員会編 1979 108〕。

明治六年三月五日

山形県参事 関口隆吉

→近代化…ハレの抑圧。ケへの自覺的な一元化〔註 10〕。

迷信俗信が蔓延る闇の世界から理性の光のなかへ。

●第 2 類型と人形道祖神の関連性

→年中行事として毎年行う。そこには盜人はいない。

盜人を想像上に作りあげている and 同時に実在の盜人の発生の防止

人形に盜人防止の性格が付与。盜人として送り出す要素が薄れる。

人形道祖神へと化していくのでは。

EX. 鈴木正崇が報告する遊佐町の稻番人形（前掲論文）。

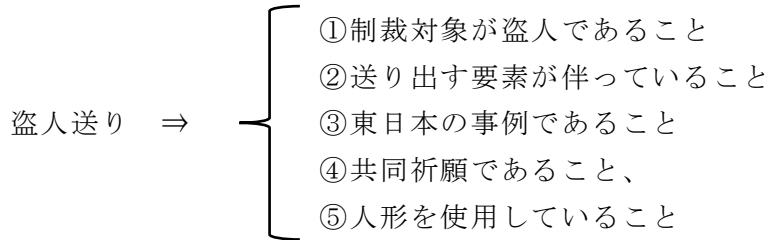
神野善治も人形道祖神に泥棒除けの性格があることを指摘〔註 11〕。

## 終章一人形制裁習俗論にむけて—

- ・盜人送りの事例を紹介しつつ先行研究の批判的検討をおこない盜人送りの全体像に迫ってきた。盜人送りの概念定義。フィールドワークによる盜人送りの現状の報告。呼称の整理。「里修驗」の関与の指摘。分布を明らかに。稻作儀礼との関連の指摘。人形道祖神との関連。その構造の把握など。

・盜人送りの再定義

盜人送りを成す 5 つの条件



- ・神野善治の研究…「人形の民俗」と「道祖神信仰」が交差する地点に位置する研究。  
→「人形道祖神」論へと結実。
- ・本研究…「人形の民俗」と「制裁の民俗」が交差する地点に位置する研究。  
→その研究対象…「人形」に「制裁」を加える「習俗」＝「人形制裁習俗」
- ・共同体ひいては共同体規制の在り方に迫る重要な民俗。
- ・これまで十分に鑑みられてこなかった人形の民俗のもう一つの側面。
- ・課題…地域的傾向や各観点の精緻な検討が不十分。紹介するに留まった類例の考察。  
→人形と制裁のコスモロジー・人形制裁習俗論へ。

## 註

- 1 盗人送りを主題とする研究以外では、齊藤壽胤「人形突き—盜みの制裁と村の規制—」(『秋田民俗』第41号、秋田県民俗学会)が存在する。氏の論考は、まさに「人形の民俗」と「制裁の民俗」が交差する地点に位置する研究である。
- 2 岩本由輝も「盜人送り」との関連を指摘しており、又兵衛人形の「泥棒除けの人形突き」起源説を提唱している(同著『南部鼻曲り鮭』)。
- 3 神野善治は「藁人形のフォークロア—鮭の精霊とエビス信仰—」において、泥棒除けの人形説を否定し「鮭の魚形」説を提唱する。
- 4 第三項とは、「相互性の存立のために、つねに必ず、暴力的に抑圧され、排除され、あるいは殺害される」存在である[今村 1982 29]。そして、その第三項を排除する現象=第三項排除現象とは今村仁司が「未開社会から近代社会までを貫く、社会形成の論理」として提唱する排除現象および排除効果論[今村 1992 199]である。スケープゴートとの差異については「スケープゴートという言葉は、もともと未開社会の儀礼や古い時代のユダヤ教などからとられたもので、ついつい古さのイメージや非合理性がつきまと。それをさけるために、比較的にニュートラルで純論理的な「第三項排除」のタームをつかえば、こうしたイデオロギー的夾雜物を払いのけることができる」としている[今村 1992 114]。詳しくは、今村の著書『暴力のオントロギー』、『排除の構造』を参照せよ。
- 5 赤坂憲雄も「集落内部の不和や不安を解消するための社会規範や権威について」、盜人送りなどの習俗を手掛かりにアプローチできるのではないかとしている[赤坂 2014 九五]。そして、盜人送りの事例を引用しながら「いずれ、機会をあらためて、こうした視座から民俗学の膨大な資料を再検証してみることも必要だろう」と述べている[赤坂 2014 132]。

- 6 片岡耕平『日本中世の穢と秩序意識』の「序章 分析概念としての穢」を参照せよ。
- 7 桜井徳太郎『結集の原点』や波平恵美子他との共著『ハレ・ケ・ケガレ：共同討議』を参照せよ。
- 8 波平恵美子『新装版 ケガレの構造』や桜井徳太郎他との共著『ハレ・ケ・ケガレ：共同討議』を参照せよ。
- 9 近藤直也『ハライとケガレの構造』の「第一章 ハライの理論」を参照せよ。
- 10 安丸良夫「「近代化」の思想と民俗」『風土と文化=日本列島の位相=』（「日本民俗文化大系」第1巻）、小学館、1986、460～462頁。
- 11 神野善治曰く、「北茨城の水府村大仁田では、オオニンギョウを泥棒除け、盜難除けに作って立てていたという。県道ぞいに最近まで、鬼のような顔を描き、角をつけた四メートルほどの人形が立っていた。同様に藁人形を用いてドロボウ送りの呪術を行った所は東日本に広く見られたが、これを水府村の例のように年中行事とし、人形を村はずれに常設したところは稀である。ほかでは、新潟県の三面などにみられたにすぎない」〔神野 1996 337〕。

### 参考文献（事例の引用文献は一覧表に記載）

- 赤坂憲雄『異人論序説』（ちくま学芸文庫）、筑摩書房、[1985] 1992
- 赤坂憲雄「遊動と定住」『聖なるものへ一躍動するカミとホトケ』（「岩波講座 日本の思想」第八巻）、岩波書店、2014
- 赤坂憲雄『排除の現象学』（岩波現代文庫）、岩波書店、[1986] 2023
- 浅田彰『構造と力 記号論を超えて』（中公文庫）、中央公論新社、[1983] 2023
- 荒井貢次郎「制裁」『社会と民俗Ⅱ』（「日本民俗学大系」第4巻）、平凡社、1959
- 石井中「年中行事」佐久間惇一・石井中・矢部キヨ『関川郷の民俗』、関川村教育委員会、1986
- 茨城県立歴史館編『茨城県史料 幕末編 2』、茨城県、1989
- 今村仁司『暴力のオントロギー』、勁草書房、1982
- 今村仁司『排除の構造 力の一般経済序説』（ちくま学芸文庫）、筑摩書房、[1989] 1992
- 石本敏也「厄祓人形祭祀の「処理」に関する一考察」『日本民俗学』第224号、日本民俗学会、2000
- 板橋春夫「呪術的制裁と村落の秩序」『群馬歴史民俗』第11号、群馬歴史民俗研究会、1989
- 板橋春夫「盗人送り慣行と村落の秩序」『葬式と赤飯—民俗文化を読む』、煥平堂、[1992] 1995
- 伊藤治子「ヌスットオクリにみる津軽石川の又兵衛伝説」『新潟の鮭と鉱物資源の民俗』、新潟雪書房、2003
- 岩澤正作「高山先生北上州紀行地名考其他」『上毛及上毛人』第139号、上毛郷土史研究会、1928
- 岩本由輝『南部鼻曲り鮭』、日本経済評論社、1979
- 大湯卓二「藁人形のサイノカミ」『境界と自他の認識』（「講座東北の歴史」第三巻）、清文堂、2013

- 荻原進『郷土芸能と行事（群馬県）』、煥乎堂、1957
- 奥野彦六郎「ハチブの根底」『人権擁護局報』第5号、法務省人権擁護局、1953
- 歌月庵喜笑（小田切春江）著・服部良男編『名陽見聞図会』、美術文化史研究会、1987
- 片岡耕平『日本中世の穢と秩序意識』、吉川弘文館、2014
- 神野善治「藁人形のフォークロア—鮭の精靈とエビス信仰—」『列島の文化史』1、日本エディタースクール出版部、1984
- 神野善治『人形道祖神—境界神の原像—』、白水社、1996
- 神崎直美「村法の制裁規定」『近世日本の法と刑罰』、巖南堂書店、[1990]1998
- 小松和彦「村はちぶをめぐるフォークロア 排除の民俗の事例として」『悪霊論 異界からメッセージ』（ちくま学芸文庫）、筑摩書房、[1988]1997
- 小松和彦「異人論—「異人」から「他者」へ」『他者・関係・コミュニケーション』（岩波講座 現代社会学 第3巻）、岩波書店、1995
- 近藤直也『ハライとケガレの構造』、創元社、1986
- 鯨井千佐登「制裁の儀礼」『季刊東北学』第3号、柏書房、2005
- 齊藤壽胤「人形突き—盗みの制裁と村の規制—」『秋田民俗』第41号、秋田県民俗学会、2015
- 佐藤錠太郎「上毛三山に残れる傳説」『上毛及上毛人』第198号、上毛郷土史研究会、1933
- 阪本英一「特集 群馬県における地方史研究の動向（3）民俗」『群馬文化』第228号、群馬県地域研究協議会、1991
- 桜井徳太郎『結衆の原点—共同体の崩壊と再生』、弘文堂、1985
- 桜井徳太郎・谷川健一・坪井洋文・宮田登・波平恵美子『ハレ・ケ・ケガレ：共同討議』、青土社、1984
- 笛本正治「神隠しと鉢や太鼓」『中世の音・近世の音—鐘の音の結ぶ世界—』（講談社学術文庫）、講談社、[1990]2008
- 渋沢美由紀「盗人送りについて—ムラハチブと信仰伝承—」『昭和女子大学文化史研究』第6号、昭和女子大学文化史研究会、2002
- 守隨一「村八分」『山村生活の研究』、民間伝承の会、1938
- 鈴木正崇「空間の表象としての人形—山形県飽海郡遊佐町の場合」『哲學』第119集、三田哲学会、2008
- 竹内利美「村の制裁（一）—主として法律的のものについて—」『社会経済史学』第8卷第6号、社会経済史学会、1938
- 竹内利美「村の制裁（二・完）—主として法律的のものについて—」『社会経済史学』第8卷第7号、社会経済史学会、1938
- 坪井洋文「ムラの論理—多元論への視点—」『村と村人＝共同体の生活と儀礼=』（「日本民俗文化大系」第8巻）、小学館、1984
- 天童市史編さん委員会編『天童市史編集資料 第10号』、天童市、1978
- 長沢利明「盗人送りについて」『武尊通信』第45号、群馬歴史民俗研究会、1991
- 波平恵美子『新装版 ケガレの構造』、青土社、1988
- 野沢謙治「鎮送呪術の論理」『信濃』第34卷第12号、信濃史学会、1982

- 野口長義「南会津の民俗 3」『旅と伝説』11巻4号、三元社、1938
- 丸山瓦全「足利より」『郷土研究』2巻10号、郷土研究社、1914
- 三原良吉「盜人おくり 飢饉年の不明犯人處刑」『月刊東北』11月号、河北新報社、1945
- 安丸良夫「「近代化」の思想と民俗」『風土と文化=日本列島の位相=』（「日本民俗文化大系」第1巻）、小学館、1986
- 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（平凡社ライブラリー）、平凡社、[1974]1999
- 柳田國男「神送りと人形」『定本柳田國男集』第13巻、筑摩書房、[1934]1963
- 柳田國男『村のすがた』（『定本柳田國男集』第21巻）、筑摩書房、[1948]1970
- 柳田國男「人形と信仰生活」『柳田國男』城ヶ崎文化資料館、(1937) 1991
- 山口昌男「記号と境界」『文化と両義性』（岩波現代文庫）、岩波書店、[1975] 2000
- 山口昌男「「社会科学」としての芸能」『本の神話学 増補新版』（中公文庫）、中央公論新社、[1970]2023
- ルネ・ジラール『暴力と聖なるもの』古田幸男訳、法政大学出版局、1982